

凡 例

1 集録の範囲

本書は、厚生労働省所管の「平成 25 年度水道統計調査」を基礎として、一部をその他資料により補充して作成したものである。

2 調査の対象

平成 26 年 3 月 31 日現在、認可を受けている水道用水供給事業、水道事業（上水道事業、簡易水道事業）、確認を受けた専用水道及び飲料水供給施設を対象としている。

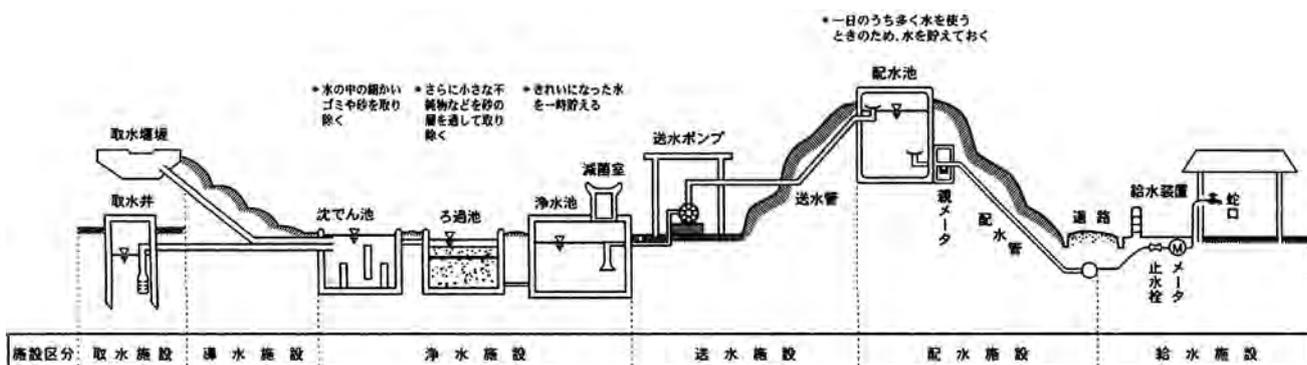
3 調査対象期間

年間の実績値については、平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）の実績としている。

なお、行政区域内人口は、平成 26 年 4 月 1 日における香川県政策部統計調査課資料（香川県推計人口）の数値を使用している。

水道施設の概要

- ① 取水施設 水道用水（原水）を取水するための施設。取水堰堤、取水門など表流水を取水するものや、浅井戸、深井戸など地下水を取水するものがある。
- ② 導水施設 取水施設から取り入れた原水を浄水施設まで導く管や水路。
- ③ 浄水施設 原水を人の飲用に適するように処理（浄水処理という）する施設の総体。原水の水質に応じた様々な組み合わせがある。
 - 沈でん池 原水中の懸濁物質を沈でん除去するための池。普通沈でん池、薬品沈でん池。
 - ろ過池 原水中の懸濁物質をろ過して除去する装置。ろ材に砂を使い、生物のろ過膜の働きを利用した緩速ろ過、薬品による凝集効果を利用した急速ろ過のほか、ろ材に膜を使った膜ろ過もある。
 - 消毒設備（滅菌室等） 沈でん池、ろ過池では完全に除去できない原水中の細菌を殺菌するため、塩素消毒する設備。塩素消毒は必ず行うことになっている。
 - 特殊処理 通常の浄水処理では水質基準を満たすことができない場合、特殊な処理を行う。活性炭処理、オゾン処理、生物処理等。
- ④ 送水施設 浄水処理した水を配水施設へ送る送水管その他の付帯設備。
- ⑤ 配水施設 給水区域へ浄水を配水する施設。配水池、配水管その他の付帯設備。
- ⑥ 給水施設 配水管から分岐した給水管及びこれに直結した給水用具。



用語の説明

1 水道の定義

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に設置されたものを除く。

2 水道の区分

・水道法の適用を受けるもの

(1) 水道用水供給事業

水道事業者に対して水道用水（浄水）を供給する事業

(2) 水道事業

一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業

① 上水道事業 計画給水人口が 5,001 人以上のもの

② 簡易水道事業 計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下のもの

(3) 専用水道

寄宿舎、社宅及び療養所等における自家用水道（他の水道から供給を受ける水のみを水源とする施設にあっては、その水道施設のうち地中又は地表に設置されている部分が①口径 25 ミリメートル以上の導管の全長が 1,500 メートルを超える ②水槽の有効容量の合計が 100 立方メートルを超えることのいずれかに該当する施設）であって、給水人口が 101 人以上、又は人の飲用等の目的に使用する 1 日最大給水量が 20 立方メートルを超えるもの

(4) 簡易専用水道

水道から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽の有効容量が 10 立方メートルを超えるもの

・水道法の適用を受けないもの

(5) 飲料水供給施設

給水人口が 50 人以上 100 人以下の自己水源を有する水道施設

3 水道水源の区分

(1) 地表水

① ダム直接 導水路等によりダム等から直接取水を行っているもの

② ダム放流 ダムからの放流水を河川下流で取水を行っているもの

③ 湖沼水 天然湖等の貯水池から直接取水を行っているもの

④ 自流水 上記①～③以外の河川水の取水を行っているもの

(2) 地下水

① 伏流水 河床、湖床またはその付近の地下を流れている水を取水するもの

② 浅井戸 自由水面を有し、第一不透水層より表層部の不圧地下水を取水するもの

③ 深井戸 第一不透水層より深層部の地下水を取水するもの

(3) 原水受水 用水供給事業から浄水する前の原水を受水するもの

(4) その他

① 湧水 地下水が地上に湧き出した水を取水するもの

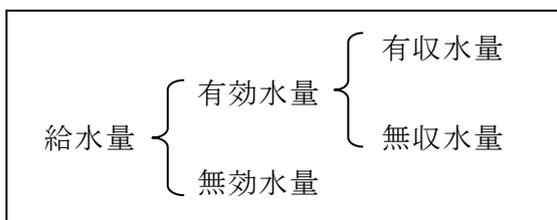
(5) 浄水受水 用水供給事業から浄水した用水を受水するもの

4 水道普及率

水道普及率 (%) = 現在給水人口 / 行政区域内人口 × 100

※ 現在給水人口 : 上水道・簡易水道・専用水道 (自己水源のみによって給水している施設) の給水人口の合計

5 給水実績



- (1) 給水量 水道事業者が給水区域を対象に給水した水量
- (2) 有効水量 使用上有効と見られる水道 (有収水量 + 無収水量)
- (3) 有収水量 有効水量のうち料金収入の対象となった水量
 - ① 生活用 家庭専用 (一般住宅、共同住宅、共用栓)
家庭専用のほか一般商店等営業用を兼ねるもの (店舗付き住宅 等)
 - ② 営業用 官公署用 (学校、病院、工場を除く国・地方公共団体等の機関)
学校用 (学校、幼稚園、各種専門学校 等)
病院用 (病院、産院、診療所 等)
事務所用 (会社、団体、個人の事務に使用されるもの)
営業用 (ホテル・旅館、デパート・スーパー、飲食店、結婚式場、
 娯楽場、一般営業用で住居を別にするもの 等)
 - ③ 工場用 工場用
 - ④ その他 船舶給水、他水道への分水 等
- (4) 無収水量 有効水量のうち料金徴収の対象とならなかった水量
(管洗浄、消火栓、メーター不感水量など)
- (5) 無効水量 漏水等により有効に利用されなかった水量
- (6) 比率
 - ① 負荷率 1日平均給水量 / 1日最大給水量 × 100
 - ② 有効率 有効水量 / 給水量 × 100
 - ③ 有収率 有収水量 / 給水量 × 100

6 業務指標（P I）

（1）施設更新・改良

① 経年化率

- ・ 浄水施設 $\frac{\text{法定耐用年数を超えた浄水施設能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$
- ・ 設備 $\frac{\text{経年化年数を超えている設備数}}{\text{設備数の総数}} \times 100$
- ・ 管路 $\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$

② 更新・新設率

- ・ 管路 $\frac{\text{更新・新設された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$

（2）危機管理

① 耐震化率

- ・ 浄水施設 $\frac{\text{耐震対策の施されている浄水施設能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$
- ・ 配水池 $\frac{\text{耐震対策の施されている配水池容量}}{\text{配水池総容量}} \times 100$
- ・ 管路 $\frac{\text{耐震管延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$

② 給水車保有度 $\frac{\text{給水車数}}{\text{給水人口}} \times 1,000$

③ 車載用の給水タンク保有度 $\frac{\text{車載用給水タンクの総容積}}{\text{給水人口}} \times 1,000$

④ 自家用発電設備容量率 $\frac{\text{自家用発電設備容量}}{\text{当該設備の電力総容量}} \times 100$

（3）経営状況

① 営業収支比率 $\frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$

② 経常収支比率 $\frac{\text{（営業収益+営業外収益）}}{\text{（営業費用+営業外費用）}} \times 100$

③ 総収支比率 $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$

④ 職員一人当たり給水収益（千円） $\frac{\text{給水収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} \div 1,000$

⑤ 給水収益に対する比率

- ・ 職員給与費 $\frac{\text{職員給与費}}{\text{給水収益}} \times 100$
- ・ 企業債利息 $\frac{\text{企業債利息}}{\text{給水収益}} \times 100$
- ・ 減価償却費 $\frac{\text{減価償却費}}{\text{給水収益}} \times 100$
- ・ 企業債償還金 $\frac{\text{企業債償還金}}{\text{給水収益}} \times 100$
- ・ 企業債残高 $\frac{\text{企業債残高}}{\text{給水収益}} \times 100$

⑥ 料金回収率 $\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$

⑦ 供給単価 $\frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$

⑧ 給水原価 $\frac{\text{〔経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費)〕}}{\text{有収水量}}$

⑨ 流動比率 $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

⑩ 自己資本比率 $\frac{\text{（自己資本金+剰余金）}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$

⑪ 固定比率 $\frac{\text{固定資産}}{\text{（自己資本金+剰余金）}} \times 100$

⑫ 企業債償還元金対減価償却費比率 $\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$